

〔別 紙〕
様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 3 年 8 月 1 日 至 令和 4 年 7 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 中山小児科クリニック
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市本原町 1 番 23 号
 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成 7 年 8 月 21 日
- (4) 設立登記年月日 平成 7 年 8 月 29 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	中山 紀男	医療法人 中山小児科クリニック 管理者
理 事	中山 順子	
同	中嶋 貴子	
同	中山 寛子	
同	中山 裕介	令和元年 10 月 1 日就任
監 事	松永 美和	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 42 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 7 条第 1 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 9 条の 4 参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 中山小 児科クリニック	長崎県長崎市本原町1番23号	無床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
乳幼児健康支援一時預かり事業 病児保育所の経営 【長崎市】	長崎県長崎市本原町1番23号	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

様式 3 - 4

法人名 医療法人 中山小児科クリニック
 所在地 長崎県長崎市本原町1番23号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和 4 年 7 月 31 日 現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	104,193	I 流動負債	11,349
II 固定資産	88,476	II 固定負債	75,964
1 有形固定資産	80,868	負債合計	87,313
2 無形固定資産	375	純資産の部	
3 その他の資産	7,233	科 目	金 額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	95,356
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	105,356
資産合計	192,669	負債・純資産合計	192,669

様式4-2

法人名 医療法人 中山小児科クリニック
所在地 長崎県長崎市本原町1番23号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自令和3年8月1日至令和4年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	187,338
2 事業費用	171,723
本来業務事業利益	15,615
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	15,727
2 事業費用	12,770
附帯業務事業利益	2,957
事業利益	18,572
II 事業外収益	2,307
III 事業外費用	382
経常利益	20,497
IV 特別利益	165
V 特別損失	
税引前当期純利益	20,661
法人税等	72
当期純利益	20,590

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 中山小児科クリニック
 所在地 長崎県長崎市本原町1番23号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和 4 年 7 月 31 日 現在)

1. 資 産 額 192,669 千円
 2. 負 債 額 87,313 千円
 3. 純 資 産 額 105,356 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	104,193
B 固 定 資 産	88,476
C 資 産 合 計 (A+B)	192,669
D 負 債 合 計	87,313
E 純 資 産 (C-D)	105,356

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 中山小児科クリニック
理事長 中山 紀男 殿

私は、医療法人 中山小児科クリニック の令和3会計年度（令和3年 8月 1日から令和4年 7月 31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年 9月 15日
医療法人 中山小児科クリニック
監事 松永 美和